

# 商品概要説明書

## 農業振興資金

(令和2年4月1日現在)

商品名	農業振興資金
ご利用 いただける方	<p>J A組合員で次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業を営まれている方または従事されている方（以下「農業者」という。） ただし、個人の方は借入時の年齢が満20歳以上の方で、最終償還時の満年齢が80歳未満の方。</li><li>○ 農業者が主たる構成員もしくは出資者で、かつ議決権の過半を保有している法人または任意団体。</li><li>○ 集落営農組織</li></ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業の振興と地域の発展に必要な資金が対象となります。ただし、負債を整理するための資金などは除きます。</li><li>① 農業用建構築物造成取得資金</li><li>② 農機具取得資金および取得にかかる諸費用</li><li>③ 果樹等の植栽又は育成資金</li><li>④ 牛、豚、鶏等家畜の購入又は育成資金</li><li>⑤ 農地の取得又は改良造成資金</li><li>⑥ 花木等の植栽又は育成資金</li><li>⑦ 農村環境整備資金</li><li>⑧ 内水面養殖施設資金</li><li>⑨ 観光農業施設資金</li><li>⑩ 再生可能エネルギー対応資金</li><li>⑪ その他資金</li></ul> <p>※他金融機関からの借換え資金は、上記資金のうち以下の資金が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 農業用建構築物造成取得資金</li><li>② 農機具取得資金および取得にかかる諸費用</li><li>⑩ 再生可能エネルギー対応資金</li></ul> <p>※上記資金の内容は別表をご覧ください。 ※詳細については、各J Aの融資窓口にお問い合わせください。</p>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 1億円以内で所要金額の範囲内となります。（1万円単位）</li></ul>
ご融資期間 据置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最長20年以内（お使いみちによりご融資期間は異なります）</li><li>○ 据置期間は最長7年以内（お使いみちにより据置期間も異なります）</li></ul> <p>※ご融資期間および据置期間の詳細は別表をご覧ください。</p>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○ J A所定の利率といたします。</li></ul> <p>※詳細については、各J Aの融資窓口にお問い合わせください。</p>
ご融資方式	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 証書借入</li></ul>

ご返済方法	<p>○ 原則として元金均等方式および元利均等方式とし、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>また、ご融資期間が1年以内の場合は、期日一括返済もご選択いただけます。</p>
担保	<p>○ 担保は必要に応じ担保を設定させていただきます。</p> <p>※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。</p>
保証	<p>○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。</p> <p>○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い、分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○ 保証料率は年0.33%です。</p>
手数料	<p>○ 繰上返済手数料、条件変更手数料等については、各JA融資窓口にお問い合わせください。</p>
最低出資金額	<p>○ 組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。</p> <p>出資金額については、JAにより取扱いが異なりますので、各JA融資窓口にお問い合わせください。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA支店（所）またはJA本店（所）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>各JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口は<a href="#">こちらをクリック</a>ください。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p>

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、J A、および原則として和歌山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</li> <li>○ 現在のご融資利率やご返済額の試算、「保証意思宣明公正証書」の必要有無の確認および取得方法等については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

資金	内容	ご融資期間	うち据置期間
1. 農業用建構築物 造成取得資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、農作物育成管理施設、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設、農業生産(農産物の処理加工を含む)に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等 上記資金の他金融機関からの借換	20年以内 ※1	5年以内 ※2
2. 農機具取得資金および 取得にかかる諸費用	原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、運搬用機具等、点検、修理、車検および購入に付帯する諸費用 上記資金の他金融機関からの借換	10年以内 ※1	2年以内 ※2
3. 果樹等の植栽又は育成 資金	定植、園地整備、樹苗養成に要する経費等、育成期間中の生産用諸材料費、雇用労賃等	15年以内	7年以内
4. 牛、豚、鶏等家畜の購 入又は育成資金	牛、豚、鶏等家畜の購入資金等	10年以内	3年以内
	家畜の育成資金(飼料代、衛生費、種付料、畜産用機械器具等の賃借料、雇用労賃)	7年以内	2年以内
5. 農地の取得又は改良造 成資金	農地等取得資金、農地等造成、農地改良、用排水路等	20年以内	5年以内
6. 花木等の植栽又は育成 資金	定植、園地整備、樹苗養成に要する経費等 育成期間中の生産用緒材料費、雇用労賃等	10年以内 6年以内	
7. 農村環境整備資金	事務所、集会施設、農業管理センター、水道施設、ガス供給施設、防火防災施設、休養施設、放送施設、道路施設、共同作業施設等	20年以内	5年以内
8. 内水面養殖施設資金	ふ化室、養魚池、飼料倉庫等		
9. 観光農業施設資金	観光農業施設の改良、造成、取得等		
10. 再生可能エネルギー対 応資金(注)	農業への使用を目的とする太陽光発電設備等 上記資金の他金融機関からの借換	10年以内 ※1	2年以内 ※2
	電力会社への売電を目的とする太陽光発電設備等 上記資金の他金融機関からの借換	20年以内 ※1	
11. その他資金	農業関連資金のうち、基金協会が特に必要と認める資金	基金協会が認める期間	

※1 借換の場合、当該借入の残期間若しくは上記資金用途の貸付期間から当該借入の経過期間を控除した残額期間のいずれか長い期間内

※2 借換の場合、当該借入の残据置期間内

(注) ①事業用地や設置場所となる建物構築物が自己所有(家族所有を含む)で、資産を賃借して行う事業でないこと。

②地域の農業生産の縮小を招くような事業でないこと。